

(別記) 飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則第25条の規定により、必要な事項を次のとおり定める。

#### 1 事業者が発電施設設置前・設置後に遵守すべき事項

以下の条件については、設置場所によって内容が異なることが考えられるので、一般的な内容としています。

##### 合意形成等

- ・住民との合意形成を第一に考えること。
- ・地元の要望に対しては真摯に対応し、その求めがあれば覚書・協定書等の締結に協力すること。
- ・万一、事業の廃止等になることも考慮し、施設の管理方法や撤去方法についても事前に地元説明の段階で示すこと。

##### 安全対策等

- ・光害（パネルの反射等による生活環境への影響等）、騒音、低周波等について、周辺に影響を及ぼさないように対策を実施すること。
- ・必要により地盤調査を行い、補強対策を行うこと。また、斜面などに設置する場合には、土砂災害等の危険性を考慮し、擁壁を設置すること。
- ・雨水排水を考慮し、必要に応じて排水路及び調整池を設けるなどの排水対策を十分に行うこと。
- ・河川または河川に隣接する場合は、事業検討の段階から、河川管理者に事前協議を行い、その指示事項に基づいた事業の検討をし、町の設置許可後にも、十分な協議のうえ施設設置を行うこと。
- ・事業者による施設等の定期的な管理を行うこと。また、万一に備えて、管理者の連絡先も明らかにすること。
- ・事業規模によっては、安全対策（感電防止対策・不特定者の立ち入り防止対策）として、フェンスの設置を行うこと。

##### 施設設置後の対応

- ・草刈または防草対策・除雪対応等、日常の管理・メンテナンスを十分に実施すること。
- ・発電規模によっては、電気保安技術者及び管理者を設置し、その者による施設管理を法令どおり実施すること。
- ・売電期間（20年）経過後について、事業を終了する場合、施設を撤去することとし、廃棄物対策等を行い、周辺住民や環境に悪影響が出ないように対策すること。また、事業の継続の場合は、設置時の条件が継続して適用となること。
- ・事業者及び管理者が変更になった場合には、地元や町に対して、変更した内容（事業者及び管理者の住所・氏名・連絡先・事業規模の変更等の必要事項）が分かるものを書面で提出すること。

## 2 地元及び事業者の双方で覚書や協定書に盛り込むべき事項

以下の条件については、設置場所によって内容が異なることが考えられるので、一般的な内容としています。

- ・「地元の要望及び対応内容」を明確に表記する。
- ・「安全対策等（光害・騒音・低周波等）」を具体的に表記する。
- ・「地盤対策等（地盤調査、擁壁設置、排水対応）」を具体的に表記する。
- ・「河川対策（河川及び隣接地）」を具体的に表記する。
- ・「日常の管理（除草・防草・除雪・電気保安等）」を具体的に表記する。
- ・「売電期間終了後（20年経過後）の計画」を具体的に表記する。
- ・「事業者が変更になった場合に当初の条件が継承（継続）される」ことを具体的に表記する。
- ・「事業終了後の撤去の手段」を具体的に表記する。
- ・「万一の事業廃止の際の対応」を具体的に表記する。

※その他、必要に応じて、内容を決めることとしてください。

施行日は、平成30年3月23日からとする。